

議案第 28 号

日出町視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例の廃止について

日出町視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 27 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例を廃止する
条例

日出町視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例（昭和 59 年日出町
条例第 2 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正）

2 各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和 31 年日出町条例第 15
号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 視聴覚ライブラリー運営委員会委員の項を削る。

理 由

視聴覚ライブラリーを設置してから３６年が経過し、その間インターネット等の普及により視聴覚機材を容易に得ることができるようになり、所期の目的を達成したことから、条例を廃止したいので提出する。